

都市計画法第 53 条第 1 項許可申請の提出書類について

1. 練馬区に確認申請を提出する場合

確認申請書に許可申請書（正 1 部・副 1 部）を添付してください。なお、立面図・断面図の不要な確認申請の場合であっても、立面図と 2 面以上の断面図を添付してください。

2. 指定確認検査機関に確認申請を提出する場合

許可申請書（正 1 部・副 1 部）にそれぞれ下記の書類を添付してください。

- ・確認申請書の 2～3 面の写し
- ・委任状（代理人手続きの場合のみ必要）
- ・案内図
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・立面図
- ・2 面以上の断面図
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

※ 土地区画整理事業を施行すべき区域内において、法 54 条の許可基準に該当しないものを建築しようとする場合、別途「建築計画の届け」の提出が必要になります。詳しくは都市計画課にてご確認ください。

（担当）練馬区 都市整備部 建築審査課 建築調整係